

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価総括表

評価項目		評価	
		評価 (AA~D)	理由
業務の効率化	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		
	1 業務経費の削減	A	<p>業務経費の削減については、以下のことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 経費の削減については、下記のような取組の結果、平成22年度(通年ベース)の業務運営に係る経費総額は722百万円であり、平成19年度の経費総額1,264百万円と比較すると、割合では57.1%(542百万円の減額)となっており、目標を上回る削減を達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事務室の民間ビルから総務省第2庁舎へ移転及び外部借上げ事務所の第2庁舎内別棟への集約化。 ②職員の削減等。 ③広報について、交通広告の実施時期の見直しや政府広報等の活用など効率的な広報を行いつつ経費削減を実施。 ④「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)及び「随意契約等見直し計画」(平成22年4月30日策定)に基づき、可能な限り一般競争を実施。 ⑤その他事業内容の見直し等。 <p>(2) 人件費については、特別記念事業や特別給付金の支給業務の進捗等に合わせた計画的な人事異動及び職員の減員等を実施し、必要最小限の人員とするとともに、国家公務員に準じた人件費削減(給与改定)及び超過勤務の削減の取組も継続して実施するなど、各事業年度において業務量に応じた人員体制への見直し調整等を随時行うことにより、機動的に職員を配置して、業務遂行に支障無いように対応を図ってきた結果、平成22年度(通年ベース、9月までの6か月分×2)の人件費は140百万円であり、基準年度である平成17年度の人件費197百万円と比較し、57百万円の減額、率にして28.9%の削減となっており、目標を上回る削減を達成している。</p> <p>なお、基金の人件費の削減には、平成22年9月末の解散に向けて現員18名を13名と職員削減に努めたこと、更に特別給付金支給事業に向け職員の増加を極力抑えて対応したこと、また、平成21年11月30日から平成22年8月15日まで理事長が不在及び非常勤化の時期があり、役員報酬の減が重なったことなどの減も含まれる。</p> <p>(3) 給与水準については、対国家公務員指数(年齢勘案、各年度公表値)により検証すると、平成20年度116.9、平成21年度110.8、平成22年度109.0、平成23年度108.6、平成24年度109.2であったが、これは基金の事務所が東京都区部に所在することが主な要因であり、また、平成20、21年度が特に高いのは、小規模法人であり個人的な状況に影響されたことによるものであるが、年齢・地域勘案または年齢・地域・学歴勘案のいずれかでは、いずれの年度も100を下回っており、概ね適正な水準であると認められる。</p> <p>また、給与水準の検証結果と措置の公表については、国家公務員分の給与改定に準じて給与引下げ等の見</p>

		<p>直しを行うとともに、基金の役職員の報酬・給与等の規程の改正を行い公表している。</p> <p>「必要性」業務経費の削減について、中期目標・中期計画を策定し、総額を管理することは、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」業務経費の総額を管理していくことは、業務の効率的な運営に資する施策と認められる。</p> <p>「有効性」業務経費の総額を中期目標・中期計画で管理することにより、経費削減には有効な施策と認められる。</p>
2 外部委託の推進	B	<p>当該項目は中期目標に明示的に規定がないが、中期計画は中期目標を達成するために策定した計画であり、当該項目は当然に中期目標第2の1「業務運営の効率化」に含まれるものである。また、第1期中期目標期間においても同様に評価していることから、第2期中期目標期間においても評価を行うもの。</p> <p>外部委託の推進については、平成20事業年度から23事業年度までA評価をしてきた。しかしながら、今回、22事業年度において特別給付金の過払い・過少払いがあったことが判明し、その理由の一つとして、外部委託した民間業者におけるチェック体制が不十分であったことが挙げられる。中期計画における「外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の削減を図る」という目標には、外部委託による業務の効率化・経費削減のほか、当然、外部委託により適切に法人業務を遂行するという内容が含まれているところ、22事業年度においてはそれが達成できなかったと評価できる。なお、22事業年度の状況を踏まえ、23事業年度以降は特別給付金支給業務に係る外部委託業者のチェック体制を強化している。このような22事業年度の結果を踏まえると、「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」小規模な法人が、外部委託により経費の削減を図りながら外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、必要な手法である。</p> <p>「効率性」専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を、必要の都度、外部に委託することは、経費の削減のほか、質や仕上がりの良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。</p> <p>「有効性」小規模な法人が、外部委託により経費の削減を図りながら外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、有効な手法である。</p>
3 組織運営の効率化	B	<p>組織運営の効率化については、基金が独立行政法人として発足した当初よりスタッフ制を採用し、業務の繁閑等に応じて適宜・適切に機動的な人員配置を実施してきたところであり、20事業年度から22事業年度においては「目標を十分達成した」と評価できたが、24事業年度末の解散に向け、23及び24事業年度は特に組織運営の合理化・効率化を推進する必要があるところ、大幅な人員配置の変更を行ったとは言えず、また少人数の組織において多数の会議・チームを編成する理由が明確でないなど、両事業年度とも、組織運営の合理化・効率化を推進したとは必</p>

		<p>ずしもいえない評価となったことから、第2期中期目標期間全体では「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 業務体制の見直し及び業務内容に応じた人員配置は、組織運営の活性化のために必要な取組である。</p> <p>「効率性」 小規模な組織において、業務内容に応じて人員配置を行うことは、限られた人員で業務を円滑に遂行する上で、効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 小規模な組織において、業務体制の見直しを行うことは、限られた人員で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効な手法である。</p>
4 随意契約の見直し	A	<p>随意契約の見直しについては、「随意契約見直し計画」（平成19年12月）、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月）に基づいて、下記のような見直しの取組を着実に実施し、その取組状況や契約監視委員会による点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップを適宜公表した結果、平成20年度に51件あった随意契約が平成21年度37件（見直し計画を達成）、平成22年度29件、平成23年度18件、平成24年度15件と着実に減らすことができた。なお、平成23年度及び平成24年度が前年度と比較して随意契約の割合が増加しているのは、平成22年度以降の事業の減少に伴い、全体の事業の契約件数が減る一方で、基金運営・存続に必要な事務に係る随意契約の件数があまり減らなかったことによるものである。また、一者応札、一者応募となった一般競争入札等は、新たな「随意契約等見直し計画」策定以降皆無であった。</p> <p>これらのことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）による要請に基づき、会計規程等の改正・整備や契約に関連した情報の公表など契約の適正化を図るための措置を適切に講じた。</p> <p>(2) 入札・契約の適正な実施についての基金監事によるチェックについては、前月に執行した契約に係る「物品、役務等の契約締結状況」を、翌月の役員会において担当から説明した後、監事からの質疑に適切に対応し、毎回了承を得た。</p> <p>(3) 「随意契約見直し計画」の実施状況（「競争性のない又は少ない随意契約等」から「より競争性のある契約」への移行状況）については、①企画競争から一般競争に移行、②随意契約から一般競争に移行、③随意契約から公募に移行 を着実に実施し、競争性及び透明性を十分確保するとともに執行経費の削減を図った。</p> <p>(4) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）等に基づき、基金監事及び外部有識者等により構成される契約監視委員会を平成21年11月30日に設置し、契約監視委員会からの提言の趣旨を踏まえ、ホームページへの入札説明書（仕様書）の掲載や10日以上公示期間の確保を平成22年2月から実施したこと。また、平成20年度に締結した随意契約等について、契約監視委員会による点検・</p>

			<p>見直しに係る審議を受けた後、平成 22 年 4 月 30 日に新たな「随意契約等見直し計画」として策定し、即日ホームページに掲載して公表した。</p> <p>(5) 「随意契約等見直し計画」に基づき、平成 22 年度以降も随意契約、一者応札等の見直しの取組を促進した。</p> <p>(6) 契約監視委員会の委員長総括において、「一般競争入札等について、一者応札、一者応募に該当する競争契約がなかったことは評価できる。その他の契約についても、適切に処理されていると認められ見直しを実施するものはない。なお、競争性のない随意契約の見直しに関しては、可能な限り見直し・点検を実施していただきたい。」旨の発言があり、承認を受けた。</p> <p>(7) 契約監視委員会による、基金契約案件に係る点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップは、平成 22 年度以降着実かつ適切に実施され公表された。</p> <p>「必要性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること及び一般競争入札を推進することは、競争性、透明性、公平性が十分確保された契約を推進することでもあり、随意契約の見直しのために必要である。</p> <p>「効率性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施し、契約の適正化を推進することは、無駄を省くために効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施することは、適正に契約を行うために有効な手段である。</p>
国民に対して提供するサービスその他の業務	第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
	1 資料の収集、保管及び展示 (1) 資料の収集	B	<p>関係資料の収集については、関係団体を通じて寄贈の依頼をするなど効率的に収集活動を行い、第 2 期中期目標期間中に軍事郵便物、ソ連軍軍票、予防接種証明書など 1,043 点の資料を収集出来た。</p> <p>また、寄託品の寄贈への切替え等については、事業最終年度である平成 22 年 9 月末までにおいては、宛先不明による返戻や電話連絡不能などにより、143 件の寄託品が残ったが、引き続き寄託品所有者への寄贈切替え依頼等の事務を実施した結果、全ての寄託品について寄贈承諾を得るか、返却希望者には資料を返却することが出来た。これらのことから「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 資料収集業務は関係者に対し慰藉の念を示すため、現存する資料を幅広く収集し後世に伝えていくために必要な業務である。近年は、関係者の高齢化に伴い、関係資料が散逸していくことが危惧される状況</p>

		<p>であるため、特に実施する必要性が高い。</p> <p>「効率性」 資料の収集について、平和祈念展示資料館（以下「資料館」という。）での受付とともに関係団体への協力要請を行うことは、経費の節減を含めて効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 基金の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには関係資料は不可欠の要素であり、関係資料を一体的に収集・保管・展示することは設立目的を達成するために有効な手段である。</p>
(2) 資料の保管	B	<p>以下のことから、「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>(1) 関係資料カルテの作成促進については、第2期中期目標期間中に寄贈された全ての資料について、寄贈の都度現状把握及び5段階のランク付け作業を行った。また、これまで基金に寄贈された全ての資料について、A～Eの5段階基準を基に資料状態の再点検を行い、必要に応じてランク付けを見直した。</p> <p>資料の適切な保管のための環境の整備については、これまで基金に寄贈された1万3千件に及ぶ実物資料は、資料館等で展示しているものを除き、美術品保管専用倉庫内で保管し、1万2千冊に及ぶ図書は、資料館資料室及び貸倉庫で保管した。</p> <p>保管スペースの充実については、収納方法を工夫することによって、保管スペースを10坪増やし37.5坪とした。</p> <p>関係資料の修理等については、上記ランク付け及び再点検の結果、保存状態が著しく悪い資料について劣化防止処置、修復保存処置を行った。</p> <p>しかしながら、平成22年度においては、特別企画展（3回）と平和祈念展（新宿西口展）とを合わせて6か月で4回開催したことなどから、使用頻度の高い展示資料の一部などについて、指定された収納場所に収納されていないものが見受けられるなど、必ずしも適切に保管されていないものもあった。</p> <p>(2) 関係資料の適切な環境での保存については、展示品を除く全ての資料について、適切な場所において良好に保管しつつ、劣化防止のための必要な措置や害虫駆除のための燻蒸処理を講じた。</p> <p>(3) 関係資料の電子データ化の推進について以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期中期目標期間中に寄贈を受けた関係資料1,043件について、資料管理システムに追加登録入力。 ・また、同様に寄贈図書196点についても図書管理システムに追加登録入力。 ・関係資料等の棚卸しの結果、関係資料55点、図書25点の入力漏れが判明したので、資料管理システム、図書管理システムにそれぞれ追加入力し、平成22年9月末に総務省へ下記関係資料のデータを移管したこと。 ※実物資料データ 12,839データ、図書資料データ 12,006データ ・実物資料の画像化の推進については、国への引継準備や新規事業の特別給付金支給事業の準備に多忙を極める中、実物資料12,839件のうち、9,253件（約72%）について画像化を図ることができた。 <p>「必要性」 資料保管業務は関係者に対し慰藉の念を示すために収集した資料を適切に保管するという業務であり、関係資料を有効に活用するためには、体系的な整理とともに劣化防止措置等の保管業務が必要である。</p>

		<p>「効率性」 収集された実物資料等の移管業務を円滑に行うために、実物資料等の電子データ化は管理上欠かせない効率的な作業である。</p> <p>「有効性」 収集している資料は、関係者に対し慰藉の念を示す基金にとって、重要かつ貴重な資料であるため、適切な措置を講じ、保管することは本来目的を達成するために有効な手段である。</p>
(3) 資料の展示	A	<p>以下のことから、第2期中期目標期間全体では「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 資料館における資料の展示については、展示内容の充実、ミニ展示会及び特別企画展を開催したほか、説明員等を常駐させ、入館者への資料等の説明を積極的に行うとともに、月曜日（休館日）の臨時開館措置、開館時間の弾力的運用、資料館広報の効果的・効率的実施など、目標達成に向け様々な対策を講じ、結果として最終事業年度である平成22年度9月末までにおける2年6か月での入館者数は、126,928人（達成率97.6%）と目標（13万人以上）のほぼ100%を達成した。</p> <p>(2) 特別企画展の開催については、目標（3,000人以上）を大幅に上回る入場者数（平均7,927人）を達成した。</p> <p>(3) 平和祈念展については、平成21年度に契約方式の見直しを行い、一般競争入札へ契約方式を変更の上、新宿へと場所を移し、来客対象年齢層の範囲拡大及び資料館への誘導の働きかけ等を行った結果、全ての開催で目標（1万人以上）を大幅に上回る入場者数（平均37,211人）を達成した。</p> <p>(4) 地方展示会については、シベリア抑留等の関係者の労苦について全国の方々にも理解を深めて頂くため、基金直轄で開催したほか、全国組織を持った（財）全国強制抑留者協会など関係団体に事業を委託し、計画的に地方展示会を開催した結果、事業最終年度である平成22年度9月末までにおける入場者数は、目標（4万人以上）を大幅に上回る入場者数（51,176人）を達成した。</p> <p>(5) アンケートの実施については、アンケートを答えた者の8割以上の方々から「満足した」旨の回答を得た。また、アンケートに寄せられた要望のうち、「学校の長期休暇に併せて戦争体験を語ってほしい」、「展示を各地で行ってほしい」などを実現していること。</p> <p>(6) ホームページを利用した資料の提供については、資料館における貴重な資料を、インターネットを通じて広く国民に公開し、誰でも、場所、時間に関係なく、戦争体験した方々の労苦を知り得る機会を提供し、次世代への労苦の継承を図ることを目的として、「インターネット資料館」を構築し、ホームページを利用した資料の展示を推進した。</p> <p>(7) 関係資料の貸出しについては、地方公共団体や基金関係団体等における平和祈念展への展示や小学校の教科書への写真掲載などへの利用のため積極的に貸出しを実施（23の自治体等に1,527点の資料）した。</p> <p>「必要性」 関係資料を展示することにより、関係者の労苦を広く国民に周知することは、「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示すこと」を目的としてい</p>

		<p>る基金にとって必要な業務である。特に年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて必要なことであるとする。</p> <p>「効率性」 平和祈念展示資料館、特別企画展、講演会等及び平和祈念展を連携し、企画、開催を行うことは、これらを一括で交通広告をするなど広報経費を含め、総経費を節減することにもつながり、効率的な実施方法である。</p> <p>「有効性」 関係資料を一体的に収集・保管・展示することは、関係者の労苦を広く周知するという基金の設立目的の達成のために有効な手段である。</p>
(4) 基金解散後の資料等の在り方	C	<p>基金解散後の資料の在り方については、国への移管直前の平成22年9月29日まで資料館を開館し、特別企画展等を開催しつつ、概ね準備スケジュールのとおり作業が進んだものの、移管時に実物資料の一部について使用関係がきちんと整理されていなかったり、指定された収納場所に収納されていないものがあった。</p> <p>また、寄託資料の寄贈への切替えが遅れ、国への移管期日までに間に合わなかった資料があったが、寄託品の寄贈切替えは全て完了したことなどから、「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。</p> <p>「必要性」 法人文書及び関係者から寄贈された実物資料について、総合情報DBシステムを整備することは、円滑かつ確実な引継ぎのため必要である。</p> <p>「効率性」 総合情報DBシステムを構築することは、資料の一覧性が高くなるように整理した上で、国に適切に引き継ぐことができるという観点から効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 実物資料は貴重な関係資料であることから、円滑かつ確実な引継のため、データとして整理することは有効な取組である。</p>
(5) インターネット資料館の運用	A	<p>当該項目は中期目標・中期計画に明示的に規定がないが、年度計画は中期計画に基づくものであること、年度計画の基となる中期計画は中期目標を達成するためのものであることを踏まえると、当該項目は当然に中期目標第3の1「資料の収集、保管及び展示」に含まれるものであるため、第2期中期目標期間においても評価を行うもの。</p> <p>インターネット資料館の構築・運用については、基金は、関係者の労苦について広く国民の理解を深めること等により関係者に対して慰藉の念を示す事業を行ってきており、その一つとして資料館において実物資料を展示する啓発広報業務を行っているが、立地的に東京1か所であり、地方在住の方には、必ずしも満足できるものとなっていなかった。また、基金には、約13,000件の実物資料と、約12,000冊の図書資料を保有しているが、資料館においては一部展示物の入替えは行うが445点程度しか公開できていない状況であったことから、これら公開資料の範囲の拡大や来館出来ない国民に対する行政サービスの観点及び3問題の理解を深めていただくための有効な手段としてインターネット資料館を整備することとし、ネット資料館構築に当たっては、業者任せにするのではなく、基金職員が下記のような取組を行った。</p>

		<p>①PTを設け平成21年4月から9月下旬にかけて週1回から2回の割合で30回以上の打合せ会を開催し、仕様書等の検討を実施。</p> <p>②用語解説書の作成に当たっては、外部の有識者に作成を依頼。</p> <p>③業者決定後は、進捗状況及び内容チェックを含め20数回の調整会議を開催。</p> <p>④中央区の平和祈念バーチャルミュージアムを視察し、担当者と意見交換会を実施するなど参考意見を聴取。</p> <p>⑤保管している実物資料に関して、ネット資料館の実物資料の画像として使用できるように、順次、撮影及び画像整理を基金自らが実施するなど将来に向けての拡張準備を実施。</p> <p>⑥平成22年4月に本格稼働後、6か月間のアクセス件数は193,131件に上った。</p> <p>上記の積極的な取組を経て、平成21年度末までに構築を終了し、平成22年9月末に総務省へ移管したことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 ネット資料館は、資料館に来館できない国民に対し、より広く公開するため必要なものである。</p> <p>「効率性」 ネット資料館は、資料館に来館できない国民に対し、身近に利用でき、「恩給欠格者」、「戦後強制抑留者」及び「海外からの引揚者」の労苦について理解を深めていただくために効率的といえる。</p> <p>「有効性」 ネット資料館は、資料館に来館できない国民に対し、「恩給欠格者」、「戦後強制抑留者」及び「海外からの引揚者」の労苦について理解を深めていただくために身近で利用できるものであり、かつ若者に対する意識を広げるためにも有効な手段である。</p>
<p>2 調査研究 (1) 労苦の実態把握</p>	<p>A</p>	<p>調査研究のうち労苦の実態把握について、海外引揚者については追加的に手記を採録し、「平和の礎」追補版として刊行した。また、軍人軍属短期在職者については(社)元軍人軍属短期在職者協力協会に委託し、戦域別の労苦の実態を取りまとめ、シベリア強制抑留者については(財)全国強制抑留者協会に委託し、従事した作業別(伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等)の労苦の実態等を取りまとめるなど、研究成果の取りまとめを完了し関係者に配付した。</p> <p>なお、平成22年度計画に規定せず、事業を終了させたことについては、「労苦の実態把握」は、関係団体への委託により体験者の手記、聞き取り等の調査を行い、「平和の礎」を編纂・発行してきたが、団体によっては高齢化が進み業務の受託が困難な状況になってきたこと等もあり、平成21年度までに、「平和の礎」を基にした労苦の実態に関する取りまとめをしたものを編纂終了したこと(引揚は除く)をもって、「労苦の実態」の取りまとめは終了したとの判断から、事業の終了としたことは、やむを得ないものと認められる。</p> <p>これらのことから「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 労苦の実態把握は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、</p>

		<p>国民に分かりやすく解説することが必要である。特に、関係者の高齢化が進展している状況の下、労苦の実態の採録が困難な状況等もあり、労苦体験者から直接又は間接にその実態を聴取し記録に留める必要性は高いものとする。</p> <p>「効率性」 地方組織を有しない基金が全国から労苦を採録するためには、関係団体に委託して調査を実施すること及び関係者の労苦の実態を熟知している関係団体に取りまとめを委託したことは効率的な手法と認められる。</p> <p>「有効性」 関係者の労苦の実態について直接体験者本人から語っていただくことが、後世への継承という観点から極めて有効である。</p>
<p>(2) 外国調査の実施</p>	<p>B</p>	<p>調査研究のうち外国調査の実施については、平成14年度から平成19年度までに収集した資料について、所蔵館別、地域別年代別に整理を行った。</p> <p>加えて、平成20年度において、ロシア国立映画・写真資料公文書館、ロシア国立軍事公文書館及びドイツ反ファシスト記念館が保有する①1945年制作の「日本壊滅」の映画フィルムからソ連軍と日本軍使との降伏条件についての話合いの様子、抑留者の武装解除、隊列の進行、収容所内風景等抑留者に関する部分の映像、②収容所内の抑留者の様子、抑留者の労働作業の状況等を撮影した写真資料、③サハリンにある収容所の地図、スケッチを入手し、上記の3公文書館等と使用契約を結んで基金の資料館で使用できるようにした。</p> <p>以上を含め、これまで旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等において収集した「強制抑留者が収容された収容所の状況」等の全ての資料について、収集先、表題、著作名、文書の要旨、取得日と原文（露文）が判明できるように整理を行った目次を作成し電子データ化（PDF形式）を図り、平成22年9月末に上記の全ての資料等を総務省へ移管した。</p> <p>なお、翻訳されている資料については、基金の資料館において閲覧に供した。</p> <p>しかしながら、調査・研究成果の一応の取りまとめは行ったものの、中期目標における「後世に分かりやすく伝えることができるよう」な取りまとめの状況になっているとはいえない。</p> <p>なお、平成22年度計画に規定せず事業を終了させたのは、平成14年度以降収集してきた資料全てについて、平成21年度までに、収集先、表題、著作名、文書の要旨、取得日と原文（露文）が判明できるように整理された目次を作成し、電子データ化（PDF形式）したこと、翻訳資料については資料館において閲覧に供することが出来るようにしたこと等により一応の取りまとめを行うことができたこと、また、基金の解散を目前にしていたこともあり、平成21年度の成果をもって事業を終了としたことは、やむを得ないものと認められる。</p> <p>これらのことから「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 基金の資料を国に引き継ぐために、これまで収集した戦後強制抑留者の労苦体験の実態を明らかにする関係資料を整理することは、貴重な資料の有効活用の観点からも必要なことである。</p>

		<p>「効率性」 次世代及び一般の国民にその労苦を伝えるには直接視覚に訴える映像・写真が有効であり、これらの関係資料を広く国民に対し周知する目的においても、地域別、年代別に整理することは、効率的な施策であると認められる。</p> <p>「有効性」 戦争体験の労苦に関する実態を多面的に明らかにし、かつ、客観性を担保するためには、関係国の公的機関が保有する資料の収集を整理することは、有効な手段である。</p>
<p>3 記録の作成・頒布、講演会の実施等 (1) 記録の作成・頒布</p>	<p>A</p>	<p>記録の作成・頒布については、以下のことから、「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>(1) 記録の作成・頒布のうち総合情報DBの構築については、「平和の礎 18」(130件)及び「平和の礎 19」(134件)の総合情報DBへの取り込みを完了するとともに、「資料データ管理」システムについても、寄贈された資料の移管用データとしての情報の整理を行い、電子データ化を推進した。</p> <p>(2) ホームページを利用した提供については、総合情報DBに取り込んだものについてホームページを通じて閲覧できるようにした。</p> <p>(3) 調査研究の成果の出版等については、関係者の労苦調査結果を「平和の礎」と題し編纂し出版した。 また、「平和の礎」について、総集編、第1巻～第19巻、追補版(海外引揚者)を全て電子データ化し、基金ホームページ及びインターネット資料館にて公開し、国民がいつでも検索・閲覧出来るようにしたこと。外国の公文書館等から入手した戦後強制抑留関係資料については、基金解散後においても活用できるように電子データ化を図った。</p> <p>(4) 出版物等の活用については、出版物やビデオなどを積極的に活用するとともに、各方面に配布した。</p> <p>「必要性」 記録の作成・頒布事業は、関係者の労苦を後世に語り継ぐ事業であり、国民の理解を深めるための新たな手段として基金が保有する資料を基金ホームページで公開することや、関係者の労苦についてその事実を記録に留め、調査研究の成果の出版等を行い、これを広く国民に周知することの必要性は高いものと認められる。</p> <p>「効率性」 基金が保有する資料や出版した印刷物をインターネットで公開することは、比較的安価に国民が家に居ながらにして閲覧可能となる極めて効率的な手段である。 また、出版した印刷物を、図書館等へ提供したこと、一般の閲覧に供したこと、一部の刊行物を資料館及び平和祈念展等で自由頒布したことは、関係者の労苦を、資料館に来館された方だけではなく印刷物等を閲覧した方等も含め、広く国民に周知するのに効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 3問題の慰藉事業を推進するに当たり、国民の理解を深めるための情報を発信する手段として、出版</p>

		物やビデオ、基金ホームページ等の多様な情報発信源を活用することは有効な方法である。特に、地方組織を有しない基金にとって、インターネットによる情報発信は有効な施策と認められる。
(2) 講演会等の開催	A	<p>講演会等の開催については、下記のことから、「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>(1) 講演会等については、目標を上回る計 14 回開催した。</p> <p>(2) 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催については、開催に当たって、地域のネットワークを有する関係団体に委託することにより、全国的に展開して開催し、また、開催地域の関係者の資料を展示する地方展示会と併設して開催する等して、経費の節減や集客の相乗効果を図るなど、効率的な運営に努め、目標回数の倍近い計 58 回開催した。</p> <p>(3) 校内放送番組制作コンクールの実施については、多角的に参加の呼びかけを行うことにより 30 校以上かつ 50 作品以上の提出を得るなど高校生の関係者の労苦への理解を促進した。また、制作コンクール表彰式の様子がCSやBSで全国放映されるなど、国民の関心を大いに喚起した。</p> <p>「必要性」 講演会その他の催しを実施して、関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承するとの法人の目的に照らして、必要不可欠な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 地方展示会と労苦を語り継ぐ集いについて、その一部を一体的に開催して経費や人員の節約を図るなど、効率的な運営とするよう工夫していることは、効率的な手法である。</p> <p>また、東京で開催した平和祈念フォーラムと校内放送番組制作コンクールの表彰式とを 2 部構成により同時開催して経費の削減に努めている。</p> <p>なお、ビデオ制作コンクールの優秀作品を資料館で上映するなど多角的に活用し、効率的な利用を図っている。</p> <p>「有効性」 国民各層を対象とする講演会等において、著名人体験者等による体験談と有識者による平易な背景解説に加え、平和祈念ビデオ制作を通じて平和の尊さ、戦争の悲惨さを学び、その作品を発表する場を設けるなど、若者が参加しやすい構成を行うことは、労苦についての国民の理解を深め、後世に語り継いでいく上で有効な施策と認められる。</p>
(3) 語り部の積極的活用	A	<p>語り部の積極的活用については、比較的若年層の入館者が多いゴールデンウィークや夏休み期間中などに集中的に「語り部」を配置した。</p> <p>さらに、平成 20 年度及び平成 21 年度には、東京近郊の 28 小学校、72 クラス、2,275 人の児童に対して「語り部」(延 34 人) から体験談を語りかけるなど、小学生への戦争体験の労苦理解を一層促進した。</p>

		<p>この結果、「語り部」から説明を受けた来館者、小学校の教師及び児童から感想や礼状等が多数寄せられた。これらのことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 関係者の労苦を広く国民に周知するためには、資料館に語り部を配置し、来館者に対し、体験談によって深い感銘を与えることは必要な施策である。</p> <p>「効率性」 「語り部事業」は、関係者の労苦を広く国民に周知するに当たり、3問題の関係者に「語り部」を依頼しており、外部の能力を活用した効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 「語り部事業」は、単に資料を展示するだけでなく、実体験を生々の声で語りかけることにより資料館入館者に対し、その体験談から深い感銘を与える声の展示品であり、関係者の労苦を後世に継承するためには、有効な施策である。</p>
(4) 催し等への助成	A	<p>催し等への助成については、以下のことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>(1) (財) 全国強制抑留者協会が実施した慰霊事業(慰霊祭及び慰霊訪問)及び日・露交流シベリア抑留関係事業(シンポジウム)に対し、中期目標期間中1億2千4百万円の助成を行った結果、全国延べ54か所で慰霊祭が実施され参加人数約7,600人、シベリア慰霊訪問が延べ16地域で実施され参加人数142人、日・露シンポジウムが日露両国で計4回開催される実績を挙げた。</p> <p>(2) 戦後強制抑留関係者特別慰藉基金についても、実施要領に基づき各年度の収入・支出計画を適切に承認するとともに、事業終了後に実績報告書の説明を受けるなど適切に指導・監督を行った。</p> <p>「必要性」 関係団体が実施する慰藉事業を円滑に推進するために助成することは、関係者に対して慰藉の念を示すという基金の目的を実現するために必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 関係者を中心として構成されている関係団体に助成することは、より関係者の心情に沿った事業が実施できるようになることから、効率的である。</p> <p>「有効性」 全国規模で参加者を公募して実施される「シベリア抑留関係者中央慰霊祭」等は、抑留体験者や遺族の方々を直接慰藉する有意義な事業であり、その円滑な実施に資するために助成することは、関係者に対して慰藉の念を示す有効な施策と認められる。</p>
4 書状等の贈呈事業	A	<p>書状等の贈呈事業については、平成20年度における書状等贈呈事業の請求書の処理案件は、戦後60年余りが経</p>

		<p>過し関係者の高齢化が進んだこと等に伴い、軍歴等の事実確認が大変困難であったが、厚生労働省及び都道府県、さらには請求者等に再度照会する等により、恩給欠格者関係 3,588 件、戦後強制抑留者関係 29 件、引揚者関係 10 件、計 3,627 件の処理を行い、書状等の請求のあったものについて、平成 20 年 11 月に全ての処理を終了した。</p> <p>その結果、書状等の贈呈を行った総件数は、恩給欠格者 456,342 件、戦後強制抑留者 324,753 件、引揚者 73,675 件で、合計 854,770 件となった。</p> <p>これらのことから「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>「必要性」 書状等贈呈事業は、平成 19 年 3 月 31 日をもって申請の受付を終了したものであるが、未処理案件を適切に処理することは、対象となる個々の関係者に対し、関係者の労苦を慰藉する事業の一環として行われたものであり、法人の業務柱の一つで、重要な施策であった。</p> <p>「効率性」 平成 20 年度中に全ての未処理案件を処理したことは、戦後 60 年余りが経過し、関係者の高齢化が進んだことにより、その確認が年々困難になっていくことを考慮すれば効率的な処理をしたものとする。</p> <p>「有効性」 書状等贈呈事業に対するフォローアップ調査（平成 15 年 1 月実施）結果によっても、贈呈を受けた方の 9 割以上が国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった」、「よかった」、「私自身の青春も無駄でなかった」、「両親の仏前に供えた」などの感想があり、法人の目的である関係者に対し慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められたものであり、平成 19 年 3 月 31 日に受付を終了する前に申請された案件を着実かつ迅速に処理することは、その本旨に沿ったものである。</p>
<p>5 特別記念事業等 (1) 特別記念事業の実施</p>	<p>C</p>	<p>特別記念事業については、2 年間という短期間の請求期間を踏まえ、広報のほか、過去に書状等の贈呈を受けた者に対する「お知らせ」の送付や電話確認を行うなど、積極的に周知を図った結果、約 31 万 6 千人に慰労品を贈呈することができた。</p> <p>一方、基金の解散が延期されたにもかかわらず未引換者に対する「救済措置」を延長せず 22 年 9 月末に終了させたこと、22 年 10 月から 24 年 6 月までは本件について「救済措置」を行わなかったこと、解散を目前に控えた 24 年 7 月に「旅行券等引換券」の未引換え分が 750 件あることが判明したため、引換期限を無期限とする「旅行券等引換券」を送付し、受託業者が無期限で引換えに応じることとしたが、当該送付作業が始まったのが 25 年 1 月であり、結果として 750 件中 18 件は送付できず、未送付分について基金解散後は破棄処分せざるを得ないことを踏まえれば、改善の余地があると認められる。</p> <p>これらのことから「中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。</p> <p>「必要性」 特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、基金の業務の柱の一つとなる重要な施策である。</p>

		<p>「効率性」 過去に基金から書状等の贈呈を受け、未だ特別慰労品の請求手続きを行っていない者（約 67 万 6 千人）に対して特別記念事業の実施の「お知らせ」を送付し、直接、関係者に対し請求の働きかけをし、請求を促したことは、請求者の負担の軽減及び事務処理の効率化及び迅速化にも繋がり、業務運営の効率性が図られたと認められる。</p> <p>「有効性」 特別記念事業に対するお礼の手紙や電話によると、贈呈を受けた方の多くが、国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった」、「よかった」などの感想が多数寄せられたことは、基金の目的である関係者に対しあらためて慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められる。</p>
<p>(2) 特別記念事業実施の周知</p>	<p>A</p>	<p>特別記念事業実施の周知については、全都道府県及び市区町村へのポスターの配布（平成 20 年 12 月）や都道府県担当者会議等の開催（平成 20 年 9 月）などの取組を幅広く実施したほか、下記のようなさまざまな周知活動を展開したほか、平成 20 年 4 月から 6 月の間に、過去に基金から書状等の贈呈を受けたことがある者で未だ請求手続きを行っていない者（約 67 万 6 千人）に対して特別記念事業の実施の「お知らせ」（請求書を同封。）を送付し、直接、特別慰労品の請求について案内した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 関係団体との緊密な連携 団体の機関紙への記事掲載及び団体が主催する地方展示会におけるポスターの掲示、請求書の頒布等の要請。 ② 老人福祉関係機関に対する広報 全国老人クラブ連合会機関誌に掲載、全国老人福祉協議会会員にポスターを掲示依頼、全国老人クラブ大会におけるチラシの配布。 ③ 講演会等での相談員の配置 「平和祈念展」（平成 20 年 8 月、9 月）、「平和祈念フォーラム」（平成 20 年 9 月）において、ポスター掲示するとともに、特別記念事業「相談コーナー」を開設し、関係者への周知と相談応答業務を実施。 ④ 新聞・ラジオ・テレビ等を活用した広報 全国紙またはブロック紙・地方紙に新聞広報、ラジオによる広報、テレビによる広報（政府広報により実施）、雑誌媒体への広告掲載。 ⑤ 都道府県・市区町村の広報紙への掲載等 これらのことから「目標を十分達成」したと認められる。 <p>「必要性」 特別記念事業の対象者等の高齢化が進む中、一人でも多くの関係者に特別慰労品を贈呈するためには、市区町村広報紙（誌）の活用をはじめ、さまざまな広報媒体の利用により、積極的に事業を周知することが必要である。</p> <p>「効率性」 新聞広報及びラジオ広報等により電話による照会が増す傾向から、定期的に全国紙・地方紙に法人事</p>

		<p>業の新聞広告を掲載し、また、ラジオ等により全国に居住する未請求者に対し広く事業内容を周知することは、効果的・効率的であると認められる。</p> <p>さらに、低コストの広報媒体である自治体広報紙（誌）への掲載や地方展示会等の催しでの周知は、費用対効果に優れたものと認められる。</p> <p>「有効性」 対象者の高齢化が進む中で、一人でも多くの方に贈呈するためには、新聞や自治体広報紙（誌）等各種媒体を通じて本件事業を周知することは、有効な施策である。</p> <p>また、副次的な効果ではあるが、自治体広報紙（誌）への掲載依頼の過程を通して、各自治体に対し、特別記念事業の意義の重要性が改めて理解され、その裾野が広がったことは評価できる。</p>
(3) 標準期間の設定	B	<p>標準期間の設定については、既に書状等を受けた者の請求書については記載事項を簡易にし、また、「お知らせ」に係る請求書については書状等贈呈事業認定審査時のデータを利用して住所、氏名等を印字し、請求者には署名及び贈呈の品の記載をしていただくだけにする等請求者の負担の軽減を図った。</p> <p>一方、請求書の記載事項が不備のため請求者本人への照会を必要としたものや請求書の記載事項について厚生労働省又は都道府県において履歴確認、引揚の事実確認を必要としたことから標準審査処理期間内に処理できなかったものがあった。</p> <p>また、引揚当時幼児であったため引揚時の記憶が定かではないことや、高齢により当時の記憶が薄れていること等から、請求書の記載内容に不備のものが多く見られ、請求書の審査に当たっては、1件1件個別に電話又は文書等により照会し、不備の点を補完していることから本人に連絡がつくまでに相当な時間を要することとなった結果、平成21年度において、引揚者からの請求書の処理についてかなりの遅れが出た。</p> <p>これらのことから「目標を概ね達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、特別慰労品の請求についての請求及び事務処理の効率化を図り、早期かつ的確に慰労の品を贈呈することは、基金の重要な業務であり、これらの事務処理期間を適切に管理することは重要な施策である。</p> <p>「効率性」 特別記念事業の事務の改善を図り、また、請求書の処理期間を決め、事務処理について管理の徹底を図ることは、特別記念事業の業務運営の的確化を図り、請求者へのサービスにも資することとなり、効率的かつ有効な施策と認められる。</p> <p>「有効性」 特別記念事業の請求書の処理期間を管理することは、特別記念事業の業務の効率的、的確な運営に資する有効な施策と認められる。</p>
(4) 戦後強制抑留、引	A	<p>戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立については、平成20年度においては、慰霊碑の立地場所や近隣との調</p>

<p>揚記念碑建立</p>		<p>整などについては慎重に検討すべきものであることから、「総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手する」との年度目標の達成が、平成 21 年 4 月と 1 か月ずれ込んだものの、平成 21 年度において外部有識者による慰霊碑建設検討委員会を立ち上げ、慰霊碑のデザインコンペを実施し、慎重かつ公平な審査を行い、最優秀作品（慰霊碑（2 基）と慰霊碑の広場のデザイン）を決定した。</p> <p>千鳥ヶ淵戦没者墓苑横の慰霊碑の設置場所について、総務省、厚生労働省及び環境省と十分な調整を行いつつ、平成 22 年 7 月までに慰霊碑 2 基を建立するとともに、慰霊碑の広場を造成し、同年 9 月 30 日、国に移管した。</p> <p>戦後強制抑留及び引揚に伴う死没者の遺族等を招いて、平成 22 年 8 月 4 日、慰霊碑の除幕式を執り行い、その模様がテレビ、新聞等で報道されたことにより、関係者の戦争犠牲による労苦について広く国民の理解を一層深めるとともに、関係者に対し慰藉の念を示すことができたこと。</p> <p>これらのことから、第 2 期中期目標期間全体では「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>「必要性」 戦後強制抑留、引揚に伴う死没者のための慰霊碑の建設は、関係者にとっては意義が深く、慰藉の念を示す基金の目的に照らして必要な施策である。</p> <p>「効率性」 関係者の労苦を広く国民に理解してもらうとともに関係者に対する慰藉の念を示すことを目的に慰霊碑の建設を推進することは、慰藉事業として効率的な事業である。</p> <p>また、慰霊碑の建立に向けて、基金解散までの短期間の中で、総務省等関係機関との連携を取りながら調整を進めたことや、事前準備のための検討を進めたことは、慰霊碑建立の円滑な実現に資する上で効率的であったと認められる。</p> <p>「有効性」 戦後強制抑留、引揚に伴う死没者のための慰霊碑の建設は、関係者にとっては意義が深く、慰藉の念を示す基金の目的に照らして有効な施策である。</p>
<p>6 特別給付金支給事業 (1) 特別給付金の支給</p>	<p>B</p>	<p>特別給付金の支給については、「一件でも多くの方に、一日も早く支給を」との理事長指示の下、外部委託による業務の効率化により基金における審査業務体制を充実するなど、下記のような種々の対応を図ることにより処理に全力をあげた結果、法案立案時の推計対象者数約 6 万 7 千件に対して、最終的に特別給付金の請求受付件数は、69,466 件、認定・支給件数は、68,847 件（総額約 193 億円）となり、推計を大幅に上回って業務を終了することができた。</p> <p>(1) 平成 22 年 10 月 25 日の受付開始から 2 週間余りの間に約 4 万 2 千件の申請が行われたことから、時間外勤務、休日出勤で対応するとともに、11 月下旬からは、事務処理体制の拡充、昼夜交替制勤務等を積極的に行うことにより認定事務の促進を図った結果、平成 22 年度の内特別給付金の請求受付件数 62,277 件に対し、認定件数は 56,448 件となり、このうち 51,802 人の方に支給（支給総額約 145 億円）することが出来た。</p> <p>(2) 事業の実施に当たっては、</p>

		<p>① 特別給付金の電話対応及び事務処理業務などの外部委託の推進を図り、基金における審査業務体制を一層充実、</p> <p>② 種々の広報を展開したほか、</p> <p>請求期限である平成 24 年 3 月 31 日（土曜閉庁日）に、電話及び請求書持参者への対応のため職員 5 名が休日出勤するなど、業務量の変動する中、外部委託の活用等を行いつつ、臨機応変に対応し、限られた体制で基金として種々の対応を図り、処理に全力をあげた結果、法案立案時推計約 67,000 人に対して、受付累計件数は 69,466 件、認定・支給累計件数は 68,847 件（約 193 億円）となり、推計を大きく上回ることとなった。</p> <p>特に、認定累計件数 68,847 件のうち、前回事業で認定を受けなかった者（特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けなかった者）からの請求が 12,889 件にのぼった。</p> <p>また、特別給付金の請求期限到来間際には、請求を促す種々の広報を実施するとともに、請求期限到来に向け、基金及び委託先のコールセンターにおいてさらに態勢を整え、適切に期末処理を行った。</p> <p>なお、特別給付金制度は議員立法により創設されたものであり、平成 24 年 4 月に法案立案関係者に説明を行ったところ、関係部局の努力により当初見込みを上回る請求があった旨の発言があった。</p> <p>(3) これらの請求に対する「戦後強制抑留者」及び「帰還の時期」の確認においては、基金で保有する過去事業の関係資料での確認、都道府県等への照会、基金内に設置した外部有識者から構成される「判定委員会」での審査など、慎重かつ適切な対応を行った。</p> <p>(4) 戦後強制抑留者が高齢であることを踏まえ、次のとおり、申請者の立場に立った様々なサービスの提供に努め、申請者の負担軽減を図ったこと。</p> <p>① 特別給付金の請求に当たり、帰還時期等については申請者に書類の添付を求めずに、基金で保有する過去事業の関係資料あるいは都道府県等への照会により確認を行った。</p> <p>② 請求書の記入不備は、基金から電話で本人に直接確認し、補記することにより迅速な処理を実施した。</p> <p>また、請求書添付書類の不備は、返信用封書を添えて不備書類の提出を求め、電話又は文書により連絡を密にすることで不備書類の補完を促進した。</p> <p>③ 審査の結果、却下処分となった申請者に対しては、直接、電話により理由を丁寧に説明した。このため大きなトラブルはなかった。</p> <p>④ 申請者等からの電話対応業務を行う委託業者に対しては、戦後強制抑留という過酷な経験をした申請者の立場を詳細に説明し、応答振りについての Q & A 集を作成し、親切かつ丁寧な対応を指導した。</p> <p>これらの取組により、特別給付金の受給者等から、「60 年以上も前のことを基金でよく調べていただきありがたい」などの多くのお礼の声（1,401 件）が寄せられた。</p> <p>(5) 特別給付金を請求後に申請者が亡くなり振込不能となった場合は、基金から直ちに遺族に連絡し、特別給付</p>
--	--	--

		<p>金の請求手続きについて説明するとともに、相続人用の請求書を送付するなど、相続人への迅速な支給に努めた。これについては、相続人から、迅速かつ丁寧な対応へのお礼のお手紙も寄せられた。</p> <p>(6) 特別給付金の認定通知書を送付する際に、内閣総理大臣からの書面も同封することにより、戦後強制抑留者の労苦の慰藉に資するように努めた。</p> <p>(7) 東日本大震災で被災した対象者への取組</p> <p>① 東日本大震災による被災者への対応として、震災により特別給付金の振込先金融機関が被災した2件について振込みができない状況となったが、当該金融機関の復旧状況をつぶさに確認し、復旧後直ちに振込みを実施した。</p> <p>② 東日本大震災で被災した特別給付金支給対象者の避難先が不明であったため特別給付金の認定通知書及び内閣総理大臣の書面が基金に返送されたものについて、次のような取組により、平成23年夏頃までに、個人情報の保護に留意しながらすべて無事に届けることができた。</p> <p>ア 市役所・町村役場自体が避難している場合は、インターネット等により情報を収集し、当該市役所・町村役場の連絡先を探し出した。</p> <p>イ 市役所・町村役場の復旧のタイミングを見計らって、基金から当該担当者に電話をし、特別給付金の目的や、戦後強制抑留という過酷な経験をした対象者の立場を説明し、復興に向けて忙しい中ではあるが、対象者を探し出し、対象者から直接基金に連絡をしてほしい旨を伝えてもらうよう依頼した。</p> <p>ウ 対象者からの連絡を受け、速やかに対処した。</p> <p>(8) 一方で、過少払い・過払いについては、平成22年度及び23年度に発生・判明したものである。</p> <p>過少払いについては、22年度及び23年度で追加給付対応済みである。</p> <p>過払いについては、基金において、申請者に対し事前に過払いが発生した経緯を丁寧に説明した上、文書で依頼し、分納希望者には再三にわたり電話等で返納を依頼するとともに基金職員が直接債権者宅まで出向く等を行った結果、解散までにすべて回収できた。</p> <p>しかしながら、そもそも過払い等の案件が発生したこと、また、22年度及び23年度の評価において過払い等について基金から平和祈念事業特別基金分科会に説明がなされず、過少払い・過払いにはならなかったが他人の資料で認定した事案について自己評価調書にも記載されないなど、過少払い・過払いに関する問題意識が十分ではなかった面が見られた。</p> <p>以上を踏まえ、「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 特別給付金支給事業は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため特別給付金を支給するというものであ</p>
--	--	--

		<p>り、基金が行う慰藉の念を示す事業として必要な施策である。</p> <p>「効率性」 戦後強制抑留者に対し、特別給付金の支給を行い、その支給にあわせて内閣総理大臣の書面を同封したことは、その労苦を慰藉する手法として効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 特別給付金支給事業は、強制抑留者に対する慰藉の念を示す事業として有効な施策である。</p>
(4) 特別給付金支給事業実施の周知	A	<p>特別給付金支給事業実施の周知については、下記のとおり、特別記念事業の特別慰労品を受けた者など 72,559 名に「特別給付金請求のご案内」を送付したほか、都道府県及び市区町村に事業実施の通知及び広報誌への掲載依頼を发出、ポスター等の配布、新聞・ラジオ等広報、基金ホームページでの情報発信、政府広報の活用などにより様々な広報を展開し、対象者へのきめ細かい周知の徹底を図ったことから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>(1) 特別記念事業の既贈呈者への案内 特別記念事業の特別慰労品を受けた者など 72,559 名に「特別給付金請求のご案内」を平成 22 年 10 月 18 日付けで送付した。 また、案内が返送されてきた者に対し、電話により住所確認の調査を行い、940 人の方に請求の案内を再度行った。</p> <p>(2) 地方公共団体への広報等実施依頼 ① 都道府県及び市区町村に、特別給付金支給事業の実施について周知するとともに、特別給付金について問合せがあった際は基金の相談窓口を伝達するよう依頼した。 ② 都道府県及び市区町村に、その時々に応じた広報内容を例示の上、広報誌への掲載を依頼した。</p> <p>(3) ポスター、パンフレットの頒布 ① 平成 22 年 10 月 15 日にポスター、パンフレットを都道府県及び市区町村 1,730 団体、老人福祉施設 25,847 か所に頒布。 ② 平成 23 年 8 月 11 日にポスターを都道府県及び市区町村 1,970 団体、老人医療施設及びシベリア関係団体 26,013 か所に頒布。</p> <p>(4) 新聞広告の実施（平成 22 年 10 月 16 日又は 17 日） ・中央紙 5 、ブロック紙 3 、地方紙 65、計 73 紙</p> <p>(5) ラジオ広告の実施（平成 23 年 3 月 14 日～同月 27 日） ・全国ネットで 26 本のスポット CM を実施。（民放 3 社）</p>

		<p>(6) 雑誌による広報（平成 23 年 8 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の購読層が高い週刊誌 2 誌、月刊誌 4 誌に広告を掲出した。 <p>(7) 基金ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金ホームページに請求受付開始の情報を掲出（平成 22 年 10 月）し、その後、特別給付金の支給事業に係る詳細情報を掲出し、受付件数等の処理状況について毎月情報提供を行った。また、特別給付金の請求受付の終了（平成 24 年 3 月 31 日）に伴い、その旨を掲載し、その周知を図った。 <p>(8) 政府広報等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FMラジオ広告の実施（平成 22 年 10 月 29 日、平成 24 年 2 月 25 日～26 日） ・総務省広報誌への掲載（平成 22 年 11 月号、平成 23 年 8 月号） ・政府広報オンライン（インターネット）への掲出（平成 22 年 11 月 29 日） ・視覚障害者用音声広報CDを作成、頒布（平成 22 年 11 月 30 日） ・全国 71 紙の新聞に突出し広告（平成 24 年 2 月 20 日～26 日） <p>(9) 以上のほか、特別給付金の請求期限の到来について報道発表を実施したところ、NHKから取材要請があり、資料提供等取材協力を行った結果、平成 24 年 3 月 18 日の「おはよう日本」、「BSニュース」でテレビ放映されたほか、NHKラジオでも放送され、多数の請求、問合せがある等、大きな反響があった。</p> <p>「必要性」 一人でも多くの戦後強制抑留者に特別給付金を支給するために、様々な広報媒体を利用し、きめ細かい広報活動を積極的に展開することは、必要な施策である。また、請求受付終了に伴い、その周知徹底を図ることは必要である。</p> <p>「効率性」 全国に居住する戦後強制抑留者に対し、広く周知するために、雑誌、新聞、ラジオでの広報の実施、全国の老人関係福祉施設等へのポスターの頒布等を行うことは、効率的な施策である。また、国民に対して、特別給付金に係る支給実績の全体像について周知するため基金のホームページに掲載することは効率的な手段である。</p> <p>「有効性」 請求の促進を図るために、雑誌、新聞、ラジオでの広報の実施、全国の老人関係福祉施設等へのポスターの頒布等を行うことは、有効な施策である。 また、特別給付金の請求受付終了や支給実績の周知を図るため、基金のホームページに掲載することは有効な手段である。</p>
(5) 特別給付金の支給	C	当該項目は中期目標・中期計画に明示的に規定がないが、年度計画は中期計画に基づくものであること、年度計

<p>のための準備</p>		<p>画の基となる中期計画は中期目標を達成するためのものであることを踏まえると、当該項目は当然に中期目標第3の6「特別給付金支給事業」に含まれるものであるため、第2期中期目標期間においても評価を行うもの。</p> <p>特別給付金の支給のための準備については、種々の事前準備を行ったものの、特別給付金システムを開発したが当初はスムーズな処理ができなかった等、十分であるとは言えなかった。</p> <p>今回、22年度及び23年度に過少払い・過払いが発生したことが判明した。これは、当初、22年10月25日の受付開始後11月末までに3万件の請求を見込んでいたところ、2週間で4万2千件という膨大な請求があったため、急遽人員増を図ったが、チェック体制が十分なものとならなかったためであり、見込みが甘く準備が不十分であったと言えること、一方、過少払い・過払いは合計82件であって、22年度及び23年度の認定件数68,100件のうち0.12%程度に過ぎなかったことから、「中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。</p> <p>「必要性」 事務処理体制を整えるとともに、早急かつ確実に準備事務を行うことは、特別給付金の認定事務の迅速化、円滑化を図るため、必要な施策である。</p> <p>「効率性」 認定のため必要とする資料等を事前に準備することは、認定事務を効率的に進める上で重要な施策である。</p> <p>「有効性」 高齢な請求者のために認定業務の迅速化は不可欠であり、そのための十分な事前準備は有効な施策である。</p>
<p>(5) 標準期間の設定</p>	<p>B</p>	<p>標準期間の設定については、22事業年度から24事業年度までの全体で見ると、標準処理期間内の処理率は1か月もので26.2%、3か月もので50.8%であった。22事業年度は短期間に申請が集中したことにより処理率は低かったが、事務処理体制の拡充等を行った結果、23事業年度の処理率はほぼ100%、24事業年度の処理率は100%となったことから、第2期中期目標期間全体では「目標を概ね達成」したと認められる。</p> <p>「必要性」 特別給付金は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため支給されるものであり、請求書受付から認定までの審査期間を適切に管理しつつ、事務処理の効率化を図り、早期かつ的確に特別給付金の支給を行うことは必要な施策である。</p> <p>「効率性」 特別給付金に係る標準審査期間を定めることは、申請者に標準的な審査期間を知らしめるのみならず、審査事務の進捗管理を行う上で効率的であると認められる。</p> <p>「有効性」 特別給付金の審査期間を把握し、管理することは、適確な業務運営に資する有効な施策と認められる。</p>
<p>(6) 申請者への通知</p>	<p>A</p>	<p>当該項目は中期目標に明示的に規定がないが、中期計画は中期目標を達成するために策定した計画であり、当該項目は当然に中期目標第3の6「特別給付金支給事業」に含まれるものであるため、第2期中期目標期間においても評価を行うもの。</p>

		<p>申請者への通知については、認定通知書については認定後1週間後に、却下通知書については決裁後直ちに送付していることから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 申請者に審査結果（処分の内容）を速やかに通知することは、申請者に対する応答の義務の観点からも必要性の高い業務である。</p> <p>「効率性」 申請者に直接審査結果を通知するものであり、効率性の高い方法である。</p> <p>「有効性」 申請者は、通知によって処分内容を知り得ることとなり、その時点が行政救済の起算点となることから有効な手段である。</p>
7 その他の重点事項 (1) 効果的な広報	A	<p>効果的な広報については、5(2)特別記念事業実施の周知及び6(4)特別給付金支給事業実施の周知に関する広報活動のほか、資料館の広報、特別企画展、フォーラム等のイベントなどの各種広報について、各年度において年間を通して効果的かつ効率的に実施し、国民への3問題関係者の労苦の理解促進及び関係者への基金が行う事業に対するきめ細かい周知の徹底を図ったことから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 基金にとっての広報活動は、単に事業内容を周知するだけでなく基金の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念し、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示すこと」の具体化を図るというものであり、必要不可欠な施策である。</p> <p>「効率性」 基金が実施している慰藉事業を周知するために、様々な媒体を利用して広報することは、効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 基金にとっての広報活動は、単に事業内容を周知するだけでなく基金の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念し、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」ための活動そのものとも言える側面も有しており、関係者の労苦を後世に伝えていくためにも有効な施策である。</p>
(2) ホームページの充実	AA	<p>ホームページの充実については、常に最新の情報を盛り込んだ内容に速やかに更新、検索しやすい画面にリニューアルして利用の利便性を向上、公開可能なものを掲載したほか、新たにインターネット資料館を開設し、基金ホームページとの相乗効果を図る等、下記のように充実を図った結果、平成20年4月から平成22年9月までの間の目標（188万件以上）を大幅に超えたアクセス数（275万件）を確保したことから、「目標を大幅に上回って達成」と認められる。</p> <p>① 資料館見学の団体申込みをメールでも予約できるように該当ページを修正した。</p> <p>② 「平和の礎 18」、「平和の礎 19」（引揚者編については追補版を含む。）及び総集編をホームページに掲載し</p>

		<p>たこと。「戦後強制抑留史」の抜粋の英訳版等をホームページに掲載し、電子データ化された関係資料等の公開を行った。</p> <p>③ 特別記念事業の請求方法について、ホームページにおいて分かりやすく解説するとともに、請求書をダウンロードできるよう工夫した。</p> <p>④ グーグルなどのインターネット検索サイトで基金ホームページが検索されやすいようにするとともに、どのページからでも最小のクリックで目的のページへアクセス出来るようにした。</p> <p>⑤ インターネット資料館は、資料館に来館出来ない遠方の者でも、インターネットを通じ、何時でも、どこからでも資料館が所蔵する貴重な展示資料を検索し、閲覧出来ること、語り部等の映像・音声の提供も行ったことなどから多くのアクセスがあったこと。また、基金ホームページ及び資料館ホームページとの相互リンクを行った。</p> <p>⑥ 特別給付金支給事業以外の事業の終了に伴い、基金ホームページの全面更新を行い、特別給付金支給事業に関する情報及び請求者向けの詳細な情報を掲出し、その後においても、申請・処理状況について毎月情報提供を行った。</p> <p>「必要性」 ホームページは、設立目的等の基金の情報や活動内容が情報として提供されており、慰藉事業の必要性について広く国民に理解を深めるために必要な施策である。また、特別給付金支給事業の進捗状況等についても、理解を得やすいように充実を図る必要がある。</p> <p>「効率性」 基金や資料館のホームページは、特別企画展等の参加申込などの丁寧な情報提供を行うことにより、単に若者のみでなく広く国民向けの広報サイトとして広く利用に供されることになることから、効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 ホームページは、基金の情報や活動内容が情報として提供されており、慰藉事業の必要性について広く国民に理解を深める手段として有効である。 また、22年度以降は特別給付金支給事業の進捗状況等について、理解を得やすいように内容の充実を図ることは有効である。</p>
(3) 地方公共団体との連携強化	A	<p>地方公共団体との連携については、下記のように地方公共団体と緊密かつきめ細かい連携を図ってきた結果、各々の事業が滞りなく最後まで実施出来たことから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>① 都道府県実務担当者会議の開催 都道府県の実務担当者に対し、基金の事業についての理解を深めるとともに、実務担当者同士の意見交換と業務に関する知識の向上を目的として都道府県実務担当者会議を開催し、都道府県の担当者64名が出席した。</p> <p>② 地方公共団体の広報誌への掲載依頼 地方公共団体に対して、特別記念事業及び特別給付金支給事業について、各地方公共団体の広報誌への掲載</p>

		<p>について依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別記念事業（3回）、特別給付金支給事業（3回） <p>③ 平成22年10月、特別給付金支給事業の実施に際し、地方公共団体に対して法律の概要、Q&A等を送付し、協力を要請した。</p> <p>また、特別給付金の請求受付終了に伴い、地方公共団体等に対し、平成24年3月31日をもって特別給付金の請求受付が終了した旨を通知するとともに、ポスター掲示及び地方公共団体等広報誌・ホームページへの掲載のお礼とその廃棄等について依頼した。</p> <p>さらに、特別給付金支給事業終了に際し、都道府県に特別給付金支給事業に関する協力に対し、お礼とともに事業が終了した旨を通知した。</p> <p>④ 特別慰労品の審査に当たっては、戦後強制抑留の事実（軍歴等により入ソの事実）の確認等に関する資料を保管する都道府県に照会し、11,070件について特別慰労品の審査に必要な事項の確認がとれた。また、特別給付金の審査に当たっては、陸軍関係の兵籍簿等の書類を保管している都道府県に照会し、1,256件について軍歴等を確認することができた。</p> <p>⑤ 地方公共団体窓口との直接的連携</p> <p>特別給付金支給事業においては、地方公共団体の窓口で特別給付金の申請に係る相談に来るケースについて、窓口担当者を介して申請者の相談に応じるなど地方公共団体の窓口と直接、連携協力を図った。</p> <p>⑥ 地方公共団体の自発的協力</p> <p>地方公共団体が保有する情報及び基金から提供した情報により、当該団体に居住する特別給付金の未請求者に対し、自発的に請求案内を行った地方公共団体もあった。</p> <p>⑦ 地方公共団体への協力</p> <p>都道府県からの恩給の請求指導のため特別給付金認定者名簿の提供依頼に対応した。</p> <p>「必要性」 特別記念事業及び特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方公共団体等に広報等の協力を依頼したり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書の確認事務を要請することは必要な手段である。</p> <p>「効率性」 特別記念事業及び特別給付金支給事業の実施に当たって、戦後強制抑留者等関係者の身近にある地方公共団体等に情報を提供したり、広報を依頼すること、軍歴等の確認の作業を陸軍関係の軍歴証明書等の書類を保管している都道府県に照会を要請することは効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 特別記念事業及び特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方公共団体等に情報提供や広報依頼を行ったり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書等の確認事務を要請することは有効な施策である。</p>
(4) 関係資料館との連	B	<p>関係資料館との連携については、平成22年度においては、平成22年度上半期は9月末の資料館の国への移管を控え、資料館業務については入館者増及び展示資料の整理に精力が注ぎ込まれた時期であり、関係資料館への展示</p>

携		<p>資料の提供等が困難な状況であり、特に6月以降は戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法が成立し、特別給付金支給事業の準備に全力を傾注せざるを得なかったため、舞鶴市の引揚記念館への運営協力に留まったものの、各資料館の入館者増の施策について情報交換を行ったこと、舞鶴引揚記念館でフォーラムを開催したこと、沖縄県平和祈念資料館の「企画展示室」で特別企画展を開催したこと、呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）で平和祈念展を開催したことなどにより、関係資料館との連携を図ったことから、第2期中期目標期間全体では「目標を概ね達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 運営目的が類似している関係資料館との連携に努めることは、展示会や講演会等の内容充実に資することとなり、ひいては関係者に慰藉の念を示すという基金の目的を実現するために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 類似の関係資料館との連携を図って協力関係を維持しておくことは、基金の慰藉事業を行うために効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 基金の本来目的である慰藉事業を実施していく上で、運営目的が類似している関係資料館との連携に努めることは有効な施策である。</p>
(5) 外国の関係機関との連携強化	C	<p>平成20年度は年度計画にも規定されており、実績を踏まえBと評価した。</p> <p>しかしながら、20年度のB評価のまま当該事業を終了させたことは、22年9月までの当初の中期目標・中期計画に照らすとなお改善の余地があると言える。</p> <p>さらに、21年度及び22年度においては年度計画に規定されなかった。22年度については9月末の解散を控えていたという特別な事情があるが、21年度についてはこのような事情はなく、中期目標・中期計画の内容が年度計画に的確に反映されているとは言えない。</p> <p>以上のことから、「中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と認められる。</p> <p>「必要性」 外国の関係機関から収集した資料を展示場で使用できる契約を締結する上で、法人が外国の関係機関との協力関係を引き続き維持することは必要である。</p> <p>「効率性」 ロシア連邦の公的機関等が保有する関係資料の収集等に当たっては、協力関係が効率的に構築されると認められる。</p> <p>「有効性」 外国に所在する目的が類似する資料館等との情報交換等の相互協力も、労苦の実態解明等に有効な施策と認められる。</p>
(6) 職員の雇用問題	B	<p>職員の雇用問題については、平成20年度に関係機関に対して働きかけを行ったものの、基金独自に採用した職員1人は、平成20年度末で自主退職したため、雇用確保の働きかけを行う対象者がいなくなり、平成21年度以降は評価に馴染まなくなったことから、「目標を概ね達成」と認められる。</p>

		<p>「必要性」 基金解散に伴う職員の雇用問題について、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、関係省庁に対して雇用確保の働きかけを行うことは、職員が安心して職務に専念することができるようにすることは、法人の施策としても必要である。</p> <p>「効率性」 基金解散に伴う職員の雇用問題について、関係省庁に雇用確保の働きかけを行うことは、効率的な働きかけである。</p> <p>「有効性」 独自採用の経験に乏しい法人が、関係省庁に雇用確保の働きかけを行うことは、有効な手段である。</p>
<p>(7) 基金記録史の作成</p>	<p>A</p>	<p>当該項目は中期目標・中期計画に明示的に規定がないが、年度計画は中期計画に基づくものであること、年度計画の基となる中期計画は中期目標を達成するためのものであることを踏まえると、当該項目は当然に中期目標第3の7「その他の重要事項」に含まれるものであるため、第2期中期目標期間においても評価を行うもの。</p> <p>基金記録史の作成については、法人設立の経緯や基金が行った事業の実績などの記載すべき情報の整理及び整理された情報のホームページへの追加掲載を順次行った。</p> <p>また、基金の解散に向け、これまでの整理した状況等の確認及び追加掲載資料等の検討を行い、基金設置から解散までの基金に関する法令等（法律、政令、省令、閣議決定、基金事業に係る規程等）のほか、中期目標等に係る事業の実績報告等を纏めたものとし、原案作成作業を行った。</p> <p>さらに、決裁後はホームページに掲載するとともに、国立国会図書館の「インターネット資料収集保存事業」による保存措置を講じた。</p> <p>以上のことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者に対する国の施策の記録と基金が行ってきた慰藉事業の実績を整理し、後世に伝えることは必要な施策である。</p> <p>「効率性」 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者に対する国の施策の記録と基金が行ってきた慰藉事業の実績を基金記録史として整理し、基金のホームページに掲載することは、広く国民に周知する手段として効率的である。</p> <p>「有効性」 基金の解散に向けて、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者に対する国の施策の記録と基金が行ってきた慰藉事業の実績を逐次整理しておくことは、後世に記録を引き継ぎ、日本の戦後処理の体系的な位置付けを実証的に明らかにする上で有効な手法である。</p>

財務内容の改善	第4 予算、収支計画及び資金計画	A	<p>予算、収支計画等については、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>(1) 運用資金の管理・運用 「運用方針」等に基づき、運用資金を下記のとおり適正に管理・運用し運用収入の確保に努めた結果、各年度において確実に予算額とほぼ同程度の運用収入を確保することが出来た。 また、平成20年10月から、割引短期国債等より利率面で有利になった譲渡性預金での短期運用を新たに開始するなどきめ細かい資金運用を行うことにより、低金利の状況下においても運用収入の上積みを図った。</p> <p>(2) 予算、収支計画及び資金計画等 ・人件費の抑制、予算執行時の節約努力、一般競争入札の徹底等による運営費交付金の収益化により当期総利益を計上した（～23年度）。 ・事務費について、平成23年度は、費用のかからない広報の実施等に努めた結果圧縮できた。また、平成24年度は、特別給付金支給事業の終了に伴い、消耗品等の購入中止や事務・事業の外部への委託を都道府県に委託する「入ソ調査」等の委託せざるを得ないものに限定するなどの効率的執行に努めた。 ・監査法人の監査報告書においては、財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案及び損失処理案も法令に適合しているとされている。 ・人件費は、平成18事業年度以降、平成22年9月までの4年6月間において4.5%以上削減し、平成22年度の人件費は140百万円であり、基準年度である平成17年度の人件費197百万円と比較し、57百万円の減額、率にして28.9%の削減となっており、目標を大幅に上回る削減を達成した。</p> <p>(3) 不要財産の国庫納付について 平成25年4月1日までに法人を解散し、その資産及び債務を国に承継することとされていることから、重要な財産であって将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められるもの（不要財産）について、解散前に国庫納付を行うこととし、納付予定額や納付予定時期等について総務省と綿密に調整を図った上、4,450百万円について、平成24年12月20日に国庫納付に係る認可申請を総務大臣へ行い、平成25年2月8日に国庫納付した。</p> <p>「必要性」 政府から出資され、法人の業務運営に必要な経費の財源である基金の出資金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等により健全な管理・運用を行うこと、適切な予算執行管理を行うことは、必要なことである。また、平成22年10月以降は特別準備金として、特別給付金事業に充てる財源であり、資金化に当たっては、同様の財務管理に努める必要がある。</p>
---------	------------------	---	---

			<p>「効率性」 資金の安全確実な管理・運用を行うために内部牽制等を実施していること、また、予算の執行実績について定期的に役員会で報告を行っていることは、効率的と判断できる。</p> <p>「有効性」 資金の適正な管理・運用及び適切な予算管理は、法人の業務運営に必要なものであることから、内部牽制等により健全な管理・運用を行うこと、また、役員会を通じて適切な予算管理を行うことは有効な施策と認められる。</p>
その他	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>2 人事に関する計画</p>	B	<p>人事に関する計画については、個々の職員の業務遂行上の能力を向上させるとともに積極的に知識や最新情報を修得させ、意識向上を図るため、機会を捉えて外部機関の主催による研修に職員を派遣した。</p> <p>また、外部研修の内容については、供覧により職員全員に周知させ、知識の共有を図ったことにより、職員の能力開発が促進された。</p> <p>しかしながら、23年度計画及び24年度計画に記載しておらず、中期目標及び中期計画の内容が年度計画に的確に反映されているとは言えない。また、研修等には参加させているものの、例えば24事業年度に開催した勉強会と解散との関係が明確ではないなど、研修の選定基準等が適当であったとは必ずしも言えない。</p> <p>これらのことから「目標を概ね達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図ることは、適切な内部事務の遂行のために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図ることは、適切な内部事務を遂行するための効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 職員に研修等を受講させることは、職員の資質の向上と能力開発の推進と意識向上を図る上で有効な手段である。</p>
	<p>3 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1) 環境対策</p>	A	<p>環境対策については、国が毎年策定する「環境物品等の調達に関する基本方針」及び基金が毎年度策定・公表している環境方針に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進するとともに、役職員の日常業務における経常的な節電、ペーパーレス化、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取組を着実に実施した。</p> <p>また、東日本大震災後においては、さらに徹底した節電対策を実施した。</p> <p>これらのことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明し、環境に常に配慮して業務を運営することは必要である。</p>

		<p>「効率性」 「環境方針」を表明して限られた資源を有効活用し、環境物品等を調達する際に実践することは環境対策として効率的である。</p> <p>「有効性」 基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明し、実践することは、限られた資源を有効活用するために有効な施策である。</p>
(2) 危機管理	A	<p>資料館における危機管理については、住友ビル全館の訓練に合わせ、平成15年10月策定の危機対応マニュアル等に基づく一般電話を利用した通報訓練、避難訓練の実施及び職員の危機管理意識の向上を図った。</p> <p>また、総務省第二庁舎では、庁舎の自衛消防隊が設置され、その中で、通報連絡係、初期消火班、誘導班、避難器具班、防護措置班を担当し、災害時に対応することとした。</p> <p>平成23年3月の東日本大震災時には、誘導班誘導のもと緊急避難場所へ速やかに避難し、震災後には、緊急連絡網の再確認を行うとともに、自衛消防隊の業務及び職員等の避難経路の案内等を室内に掲示して、基金内の安全管理の徹底を図った。</p> <p>これらのことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 資料館には不特定多数の者が入館することから、予期しない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、各職員の役割分担を確認しておく等の危機管理の充実及び職員意識の向上を図ることは必要である。</p> <p>「効率性」 訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、日頃から危機管理の意識を高めておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的である。</p> <p>「有効性」 資料館には不特定多数の者が入館することから、予期しない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、各職員の役割分担を確認しておく等により危機管理体制を充実し、職員意識を向上させておくことは災害発生時の被害を最小化するために有効な施策である。</p>
(3) 職場環境	A	<p>職場環境については、平成21年度の一時期において、更なる充実を図る余地が見られたものの、平成22年度においては改善を図ったほか、メンタルヘルス相談窓口及びセクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止に関する指針の職員への周知及び女性相談員の設置、人事院作成のメンタルヘルスのためのガイドブックを役職員に供覧周知、人権等への適切な対応及び女性に配慮した職場環境の形成等についての弁護士講演を行うなど、適切な職場環境の形成を図ったことから、第2期中期目標期間全体では「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、役職員の健康管理のためにも必要な施策である。</p>

		<p>「効率性」 メンタルヘルス、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止の取組について、一層の配慮に努め、役職員に周知することは、問題発生を未然に防ぐ措置として効率的である。</p> <p>「有効性」 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、役職員の健康管理のためにも有効な施策である。</p>
4 内部統制・ガバナンス強化	C	<p>定期的な役員会・理事会等の開催の他、特に特別給付金支給業務について頻繁に会議を開いて問題意識を共有し、組織一丸となって対応する等、基金において内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を行ったことが一定程度認められる。</p> <p>しかしながら、特別記念事業の「旅行券等引換券」の未引換え分への対応については、結果として特別記念事業の未引換え 750 件のうち 18 件について「旅行券等引換券」を送付することができず、基金解散後は当該未送付分については破棄処分をせざるをえなかった。</p> <p>そもそも、特別記念事業について、平成 20 年に受託業者から未引換え者が相当数いる旨の連絡があつて以降、救済措置は講じたものの十分な検討と明確な意思決定がなかったこと、基金の解散が延期された際にも救済措置の延長についての検討及び明確な対処方針の決定が行われず、救済措置を 22 年 9 月末で終了させてしまったこと、監事への報告も十分ではなかったこと、分科会に対しては第 30 回分科会において初めて報告がなされたが、その際、理事長から明確な説明がなされなかったこと、総務省からの照会に対する基金の回答において監査報告書との齟齬が見られたことがあったことを踏まえると、ガバナンス・内部統制が強化されているとは言えない。</p> <p>また、特別給付金の過少払い・過払い事案については解散までに対応できたが、そもそも特別給付金の過少払い・過払い事案が発生したのは、基金の認定・支給に係るチェック体制が必ずしも万全ではなかったことの証左であり、また、発覚したきっかけも外部からの問い合わせであったなど、内部統制が十分だったとは言えない。また、監事及び分科会への報告も適宜適切にできていたとは言えない。</p> <p>これらを踏まえると、基金における内部統制・ガバナンス強化が十分なされているとは言えず、改善の余地があることから、第 2 期中期目標期間全体では「中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と認められる。</p> <p>「必要性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 内部統制・ガバナンスの強化をするためには、理事長がリーダーシップを発揮できる環境整備等を行うことは効率的である。</p> <p>「有効性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために有効な施策である。</p>

<p>第9 経過規定 4 基金の解散に向けた取組</p>	<p>C</p>	<p>基金の解散に係る取組については、基金において、総務省と連携し、文書移管準備、引継ぎマニュアルの作成、基金解散後に総務省において処理すべき残務の整理・確認、基金記録史・年報等の作成など、解散に向けた取組を行った。</p> <p>しかしながら、解散に向け編成した複数の会議・チームの必要性・有効性や、基金自らが主体的に取り組み成果を上げたという実績が十分明確ではなく、また、基金の規程集について総務省からの提出依頼にも関わらず最後まで提出されなかった。</p> <p>23 事業年度評価の際に、「今後は、法人としての業務整理及び総務省への円滑な引継ぎに向け、基金自らが主体的に取り組むことを期待する。」という評価を受けたにも関わらず、上記のような状況であったことから、第2期中期目標期間全体では「中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と認められる。</p> <p>「必要性」 国へ承継する資産・債務の洗い出し等を行い、総務省と連携して取組を行うことは、基金の円滑な解散のために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 国へ承継する資産・債務の洗い出し等を行い、総務省と連携して取組を行うことは、基金の円滑な解散に向けた効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 国へ承継する資産・債務の洗い出し等を行い、総務省と連携して取組を行うことは、基金の円滑な解散のために有効な手段である。</p>
----------------------------------	----------	---